

令和6年度 町産材等木造建築推進事業の概要



【申請要件】

下記の各号に該当すること

- ① 町民であること。または、完成まで町民となること
- ② 町内にある建物であること
- ③ 全体工事費が30万円(税抜き)以上であること
- ④ 木工事費が全体工事費の25%以上あること又は100万円以上であること
- ⑤ 町内の登録施工業者との契約であること
- ⑥ 町税の未納がないこと

【補助額】

- ・ 全体工事費(町産材を除く・税抜き金額)の10%を補助する(上限10万円. 商品券で交付)
- ・ 1㎡以上の町産材の利用がある場合は、別途補助する(現金. 口座振込)
 - (ア) 住宅・店舗の新築工事の場合 … 30万円上限
 - (イ) 付属建物(住宅・店舗を除く)の新築工事の場合 … 20万円上限
 - (ウ) その他増改築・修繕工事の場合 … 10万円上限

【施工業者】

登録制です。施工業者登録申請書(様式5)と納税証明書を提出してください。

下記に該当する事業者に限ります。

- (1) 白鷹町商工会会員であること
- (2) 町内に事業所を有し、対象とする工事を施工できる法人又は個人
- (3) 町税に滞納がない者

※下請け施工業者も原則、上記に準じます。



【対象期間】

令和6年4月__日(施行日)以降に申請し、令和7年1月31日までに完成する工事とします。

事業費イメージ

全体工事費【A】



- (1) Bが100万円以上 又は B/Aが25%以上
- (2) 木造建築推進分・・・商品券(町産材除いた部分(A-b)の10%(縦縞部分、但し10万円上限))
- (3) 町産材利用分(b.網掛けの部分全額)・・・現金(口座振込)

※(2)(3)とも1000円未満の端数は切り捨てになります。

※県の住宅リフォーム補助金との併用も可能です。(別申請)

【申請書類等】

下記の物を提出ください。

1. 事業計画申請書（様式1）

2. 添付書類

「①工事見積書 ②町産材見積書(町産材使用の場合) ③位置図・平面図 ④下請け業者内訳書 ⑤工事前写真 ⑥納税証明書(申請者) ④住所異動確約書(町民以外の場合)」

※工事見積書には木工事費用が分かるように記載ください。

【審査】

申請があった場合、審査会で内容等の審査をします。審査会は原則月2回まで(中旬・下旬)を予定しています。15日、末日を〆切目途とし提出のあった分をまとめて審査します。そのため内示通知まで時間がかかる場合がありますので、余裕を持った工期となるようご注意ください。(注. 事前着工は認められません。)

※内示通知は施工業者様を通して申請者にお渡ししていただいております。

【完成手続き等】

工事が完成し支払いが終わりましたら、下記の物を提出してください。

1. 工事完成届書（様式3）

2. 添付書類

「①領収書の写し ②完成写真(工事箇所、工事内容が把握できるもの)
(※町産材使用の場合. ③町産材使用が分かる写真 ④町産材の産地証明書(出荷証明書)又は購入が分かる書類 ⑤給付金振込依頼書(様式6))」

*完成日が予定より遅れる場合はご連絡ください。

【交付決定】

工事完成届書が提出されたら、内容を確認の上、交付決定を申請者にお送りします。商品券は商工会窓口で交付します。現金分は指定の口座に振り込みます。

【商品券の取り扱い】

詳細は、交付時にお知らせします。

(1) 施工業者への支払いには使えません。

(2) 利用できるお店は、白鷹町商工会商業サービス部会員で「取扱い事業者登録証明書」の交付を受けた者になります。(別途募集し、一覧表にてお知らせします。)

(3) 商品券の利用は、額面により現金同様ですが、つり銭は出ません。

(4) ご利用期間は、令和6年9月1日から令和7年3月2日(予定)となります。完成期限が遅い場合、計画的に利用いただくようご周知ください。

町補助の事業ですので、目的に沿った適正な申請・事務処理をお願いします。また、申請数・予算残額の状況により制限や調整がかかる場合があります。ご了承ください。

〈住宅リフォーム支援事業や省エネ住宅普及促進事業との併用も可能です。〉

※この補助金を利用し新增改築されたことは、町税務担当でも把握しますのでご理解ください。

必ず事前に申請してください。着手後は対象外となります。